

H29 多治見市まちづくり活動補助金応募要項 (ハード事業)

～あなたの「まちづくり」を多治見で実現しませんか～

1. 目的

まちづくりを行う団体やグループによる、創意と工夫にあふれた自主的、主体的な事業のためのハード整備に対し、補助金を交付することで、市民によるまちづくり・地域振興活動を支援することを目的とします。

≫本事業は、一般財団法人 民間都市開発推進機構の「住民参加型まちづくりファンド支援」を受けています。

2. 対象

次の要件をすべて満たす団体・グループです。

- 多治見市内に主な活動場所を有し、構成メンバーの数が3人以上であること。
- 応募する事業を責任持って運営、実施し、終了後所定の実施報告ができること。
- 政治、宗教、営利を目的としていないこと。

3. 補助内容

(1) 補助金の額

事業に要する経費の額から、他の制度による助成金等を除いた額の3/4以内（補助対象となる経費が20万円以上、補助限度額は225万円）

【注意点】

- ◆補助対象経費が申請時よりも減額となった場合は、補助額を減額する場合があります。
- ◆逆に申請時よりも増額となった場合は、当初の決定額を超えた分は補助対象とはなりません。
- ◆協賛金の額が補助対象経費から収益等を除いた額の4分の1を超えた場合、超えた分は補助額から減額します。
- ◆補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

(2) 補助対象経費

平成29年4月から翌年3月までの間に実施する市内での施設整備にかかる費用（建築、改修、土木等施設整備に係る費用）

なお、以下のような経費は対象となりません。

- 営利を目的とした事業を行うための店舗及び事務所等の改修
- 地域公民館や公園、集会所等の地縁団体が自らの活動のみのために所有する施設の改修
- 備品を購入する費用

(3) 補助対象事業

補助の対象となる事業は、「2. 対象」の要件を満たす団体・グループが、次の内容をそなえた創意と工夫にあふれた自主的、主体的な以下に掲げる活動を実施するための施設等の整備とします。

- 地域活性化に資する活動
- 地域社会の健全化に資する活動
- 市民相互や市民と来訪者との交流を促進する活動
- 事業場所が多治見市内であり、その活動の対象が多治見市民または多治見市に関するものであること。
- 市民等による自発的な事業であること。
- 補助金の交付決定がされた活動に関しては、3年以上継続して行うこと。(※)
- その活動が非営利活動であること(収益が当該補助対象事業に充てられると市が認めた場合、収益事業の実施は可能)。

※活動内容の変更・中止等がある場合は、事前に市役所くらし人権課に報告する必要があります。

〈参考〉平成 28 年度補助対象事業

事業名	事業概要
タイルマンを造って タイルのまち多治見をPR!	「キン肉マン」に出てくるタイルマン(225センチ)を、等身大で地元のタイルで作ります。設置後は待ち合わせ場所となるようなサイン・告知をします。
滞在型作陶施設 第2宿泊所及びギャラリー整備	滞在型作陶施設の第2宿泊所として、外国人向けの宿泊施設と滞在者の作品の発表ができるギャラリーを空き家から改修します。

補助実績：市之倉町案内看板設置、たいようの家、小狸町復活、サムライミュージカル、陶彩の径モザイクアート、サンデーマーケット、池田町屋郷土資料館修繕等

(4) 補助対象にならない施設等の整備

次の活動を実施するための施設等の整備は、補助対象となりません。

- 政治、宗教や営利を目的とした活動
- 団体の構成員のために行う活動

4. 申請手続

(1) 申請書の配布

多治見市役所くらし人権課、市民活動交流支援センターで募集要項・補助金交付申請書を配布します。電子データご利用の方は、多治見市役所ホームページのくらし人権課ページからダウンロードするか、お問い合わせください。

(2) 申請書の提出

「多治見市まちづくり活動に係る施設等整備補助金交付申請書」に必要事項をご記入のうえ、下記の申請期間内にくらし人権課へ提出してください。

平成 29 年 2 月 27 日（月）午後 5 時 15 分まで

（市役所閉庁日及び閉庁時間中は除きます。）

☆提出いただいた申請書及び関係資料は、内容を一部抜粋して公開審査会での配布資料としますのでご承知おきください。

☆過去 3 年間にこの補助金の交付を受けたことのある団体・グループは、今回申請する事業と過去に実施した事業との相違点をまとめ、必ず申請書に添付してください。

☆第三者の所有物を借りて事業を行う場合は、申請時点で確実に貸借ができる旨の文書（賃貸借契約書、貸主の念書等）を添付してください。

5. 審 査

（1）公開審査会

● 開催日・場所

期 日 平成 29 年 3 月 20 日（月曜日・祝日）

場 所 ヤマカまなびパーク（豊岡町 1-55）5 階会議室

※時間は、申請締め切り後にお知らせします。

※どなたでも参加できます。

- 申請団体の代表者（複数人可）は、事業内容についてプレゼンテーション（5 分程度）を行い、審査員から質疑を受けます。
- 審査結果により、各団体・グループに交付する補助金額の合計が予算額を超えた場合は、得点上位の団体から補助交付額を決定し、予算に収まるまで交付額を決定します。
- 審査結果によって、補助交付決定しないことがあります。

（2）審査基準

審査会では、地域活性化への寄与度、地域社会の健全化への寄与度、市民同士の相互交流の寄与度、周囲への影響度などを審査します。

◆事業内容に関して

目標、目的がしっかりしているか、実施することによる効果等が明確か、視点の独自性やこれまででない創意工夫があるか、収支計画が適正であるか等

◆活動について心がけていることに関して

まちづくり活動に対する熱意や正しい認識があるか。

◆書類に関して

わかりやすく丁寧に作られているか、必要な書類は整っているか、収支の根拠は明確か等。

◆発表に関して

時間内にわかりやすい発表ができたか、質問に対し適切な回答ができたか、書類と発表が大きく異なっていないか等。

◆その他

周囲の環境への配慮、事業継続の担保、整備後の施設の活用の可能性等。

6. 審査結果

審査結果は多治見市役所くらし人権課ホームページで公表します。また、審査を受けた団体・グループの代表者には個別に通知します。

7. 事業報告

(1) 事業に関する報告書の提出

事業終了後速やかに、「多治見市まちづくり活動に係る施設等整備報告書」に必要事項を記入し、整備した施設の写真及び支出に関わる領収書（コピー可。コピーの場合は、原本との照合をさせていただく場合があります。）を添付のうえ、報告書を提出していただきます。

(2) 活動に関する報告書の提出

3年以上継続して活動していただくため、活動に関する報告書に活動状況写真及び支出に関わる領収書（コピー可。コピーの場合は、原本との照合をさせていただく場合があります。）を添付のうえ、3年間提出していただきます。

(3) 公開報告会での報告

事業を実施した団体の代表者（複数人可）は、報告会に出席し、活動報告を行っていただきます。

※報告書の内容を一部抜粋し、報告会での配布資料とします。

※活動に疑義が生じた場合は、事前にお聞きする場合があります。

※3年目の活動終了まで、報告会で活動報告をしていただきます。

(4) 補助金の支払い

補助金は事業完了後、所定の書類を審査し事業費が確定した段階で、指定された口座に振込みます。【注意点】補助金の前払いはできません。

8. 書類提出・問い合わせ先

〒507-8703

多治見市日ノ出町2-15 多治見市役所本庁舎1階

環境文化部 暮らし人権課 暮らしグループ

Eメール: kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp

TEL: 直通: 0572-22-1134/0572-22-1111 (内線1155) / FAX 0572-25-7233

<http://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/shiminkatsudo/shien/machizukuri.html>



9. その他

平成28年度公開報告会・交流会（事前申し込み不要、どなたでも参加できます）

期日 平成29年2月26日（日）

時間 午後1時30分から午後4時まで

場所 多治見市笠原中央公民館（笠原町2081-1） 3階会議室

